

# 土砂の採取及び埋立てに関する条例適用事業における日進市開発等事業に関する手続条例に基づく「特定開発等事業」の手続の流れ(住民を含む全般向け)

※            土砂の採取及び埋立てに関する条例で付加された事項

日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例で適用となる事業は、土地の用途又は区画形質の変更で、区域面積が 500 m<sup>2</sup>以上(500 m<sup>2</sup>に満たない土砂の採取及び埋立て(以下「埋立て等」という。))であっても、当該埋立て等に供する区域面積と、隣接又は近接する土地において、同一の事業者が前 3 年以内に施行した、または施行中の埋立て等の区域面積と合わせて 500 m<sup>2</sup>以上になるものを含む)又は土砂の容積が 500 m<sup>3</sup>以上の埋立て等です。

- ※ 安全対策計画書の提出は、事業計画概要書の提出以降となります。
- ※※ 事前協議書公開後にも事業要望書を提出できます。

